

# 利益相反管理方針

令和5年7月1日

MCP アセット・マネジメント株式会社

## 1. 利益相反管理方針の概要

当社は金融商品取引法及び金融商品取引業者等に関する内閣府令の規定に沿って、お客様の利益を不当に害する恐れのある取引を特定および類型化し、利益相反の発生を管理・防止するための管理体制を以下のとおり構築します。

## 2. 利益相反の特定および類型化

### (1) 利益相反取引の類型化

当社が管理の対象とする「利益相反」は、①特定の取引に関して、当社グループが、お客様に提供する商品・サービス等の対価として享受する経済的利益以外に、お客様の利益と独立した利害関係を有しているために、お客様の利益を不当に害するおそれのある状態（「お客様と当社グループの利益相反」）および②特定の取引に関して、お客様の利益と、当社グループの他のお客様の利益とが相反するために、お客様の利益を不当に害するおそれのある状態（「お客様相互間の利益相反」）をいいます。なお、新たな業務を開始する場合には、利益相反に関する管理部門において、別の種類の利益相反取引を定めるべきかを判断します。

当社が管理の対象とする「利益相反」の主要な類型は以下のとおりです。

- お客様を相手方とする取引をする場合（自己売買型）。
- お客様の取引相手の側に立つ取引をする場合（双方代理型）
- お客様の非公開情報の利用等を通じ、自己の利益を得る取引をする場合（情報利用型）。

### (2) 利益相反取引の特定

利益相反管理の必要な主な取引として、以下に掲げる事例が想定されます。ただし、その他の取引についても、当社のレピュテーション・リスク等の事情も総合的に勘案し、必要があると認めた場合には利益相反管理の対象とします。

- ① 当社又は当社関係者が組成または運用するファンドを当社が仲介する顧客に対して勧誘を行う場合
- ② 当社又は当社関係者が組成または運用を受託するファンドを当社が投資一任契約に基づき運用業務を受託している口座に組み入れる場合
- ③ 当社が仲介する一の顧客に対しては購入の勧誘（又は当社の一任顧客口座において購入）を行い、異なる顧客に対しては解約の勧誘（又は当社の一任顧客口

座において解約) を行う場合

- ④ 当社が仲介する顧客に対して当社又は当社関係者が自己投資を行っているファンドの購入の勧誘(又は当社の一任顧客口座において購入)を行い、当社又は当社関係者が解約を行う場合
- ⑤ 当社又はグループ会社の従業員が、顧客の利益と相反するような影響を与えるおそれのある贈答や遊興(非金銭的なものを含む。)の供給を受ける場合。

### 3. 利益相反の恐れのある取引の管理

当社は以下に掲げる方法により、あるいは適正に組み合わせる事により、顧客及び会社へ大きな影響が及ばないように、利益相反の組織的な管理を行ないます。

- ①当該取引の中止。
- ②当該取引のどちらか一方または双方の取引の条件又は方法の変更。
- ③当該部門における情報隔壁の設置による部門間の情報遮断。
- ④当該取引に関し利益相反の恐れのある状況についてのお客様への情報の開示。
- ⑤その他取引に応じた適切な手段。

### 4. 利益相反の管理体制

当社は内部管理統括責任者を利益相反管理責任者とし、利益相反管理責任者は適切な利益相反管理を行うため、本方針および利益相反管理に関するルールを役職員に周知する他、適切な利益相反管理に必要な体制を整備します。なお、これらの体制については定期的に検証し、見直しを行います。

### 5. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

当社および以下に定める当社のグループ会社の行う取引を管理の対象とします。

MCP ジャパン・ホールディングス株式会社	(東京)
ミレニアム・ファンド・サービスズ・ジャパン株式会社	(東京)
MCP Holdings Limited	(香港)
MCP Asset Management Company Limited	(香港)
Millennium Fund Services (Asia) Limited	(香港)
MCP Alternative Asset Partners, Ltd.	(シカゴ)